

8月22日の法廷弁論 「一陣判決の構造的な誤りを正す」

弁護士 米 倉 勉

今日の期日は、本来ならば原告本人尋問を実施し、審理を進める予定でした。しかし、この間に 1 陣判決の内容を検討するにつけ、その「構造的な誤り」が益々明らかになってきました。

それは、裁判所が当然なすべき、多くの重要な論点について検討を回避し、判断が脱落しているために、誤った結論に至っていることです。もう一つは、原告らが請求している損害の内容と、その請求方法に対し、誤解か曲解としか考えられないような偏った解釈をして、切り捨てていることでした。

このような構造的な誤り、つまり理解の不足を放置したままで、本人尋問などの証拠調べを重ねても、一陣判決と同じ内容の「誤った判決」しか期待できません。そこで、裁判所の誤りを正すために、今日の弁論を行ったものです。

判断の脱落とは、例えば、この事故によって、原告らのどのような権利・利益が侵害されたのか（「保護法益論」）。「ふるさと喪失損害」はどのような内容の被害なのか。それは精神的苦痛だけなのか、それより広い「無形の財産的損害」を含むのか。さらには、政府（原陪審）が定めた賠償の「指針」とは、どのような性質のものであり、どのような限界があるか。特に、これを司法判断における目安（「裁判規範」）として位置づけることが許されるかどうか。指針によって支払われた慰謝料は「ふるさと喪失損害」を含むのかどうか。避難指示の解除によって、ふるさと喪失損害は回復したと言えるのかどうかなど。

これらは、いずれも損害の評価を大きく左右する、重要な基礎的論点です。これらを検討しないままで損害認定をすることなど、まともな裁判所ならできるはずがない。裁判所の任務放棄というべき欠陥判決なのです。

そこで、こうした判断の脱落を指摘して補い、その結果としての誤った損害評価を正すための準備書面を提出して、その要旨を、私と鳥飼弁護士が分担して、約1時間に渡って陳述いたしました。

裁判所が、私たちの厳しい判決評価をどのように受け止めたか、それは裁判所の姿勢次第でしょう。弁護団としては、裁判所が襟を正して真剣に審理に臨むことを、期待するだけです。